

八幡平市 障がい福祉ガイドブック

(令和7年度改訂版)



目 次

	ページ
1 相談窓口	1
2 障害福祉サービスの種類と利用手続き	
(1) 障害者総合支援法に基づく福祉サービス	2
【障害福祉サービスの利用料】	
【利用までの流れ】	3
【自立支援給付】 自立支援給付の利用手続き	4
① 介護給付（居宅介護、生活介護、短期入所など）	5
② 訓練等給付（就労継続支援、グループホーム、自立訓練など）	6
③ 補装具の購入・修理・借受け（装具、補聴器、車椅子など）	7
④ 自立支援医療（精神通院医療、厚生医療など）	8
⑤ 相談支援	8
【地域生活支援事業】 （相談支援事業、日常生活用具給付、日中一時支援事業など）	9～10
(2) 児童福祉法に基づく福祉サービス	11
(3) 障害者手帳	12
【障害者手帳等で受けられる割引などの制度】	13～14
(4) 障がい福祉に関する各手当、年金制度	
① 特別障害者手当	15
② 障害児福祉手当	15
③ 特別児童扶養手当	15
④ 障害基礎年金、障害厚生年金	16
⑤ 障害児扶養共済制度	16
(5) 介護保険	17
(6) 難病等	18
(7) 成年後見制度	18
3 主な障害福祉サービス事業所一覧	19～20



1 相談窓口

ご相談の内容によって担当窓口が変わりますので、下記の表をご参考ください。

なお、お手続きに関しては、各市役所担当窓口のほか、お近くの支所をご利用いただくことができます。

内 容	窓 口	住 所
障がい福祉全般に関する こと	八幡平市役所 福祉部 地域福祉課 障がい福祉係 (市役所 1 階 4 番窓口)	八幡平市野駄 21-170 ☎0195-74-2111
特別児童扶養手当に関する こと	八幡平市役所 福祉部 健康こども課 子育て支援係 (市役所 1 階 2 番窓口)	
障害基礎年金、障害厚生年金 に関すること	八幡平市役所 市民部 市民課 国保年金係 (市役所 1 階 2 番窓口)	
介護保険に関すること	八幡平市役所 福祉部 地域福祉課 包括支援センター係 (市役所 1 階 4 番窓口)	
各お手続き	八幡平市役所 市民部 西根総合支所	八幡平市大更 25-26-1 ☎0195-76-2111
	八幡平市役所 市民部 安代総合支所	八幡平市叭田 70 ☎0195-72-2111
	八幡平市役所 市民部 田山支所	八幡平市田中下夕 78 ☎0195-73-2030

2 障害福祉サービスの種類と利用手続き

(1) 障害者総合支援法に基づく福祉サービス

障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、大きくわけて次の2つがあります。

【自立支援給付】 4～8 ページ

- ① 介護給付（居宅介護、生活介護、短期入所など）
- ② 訓練等給付（就労継続支援、グループホーム、自立訓練など）
- ③ 補装具の購入・修理・借受け（装具、補聴器、車椅子など）
- ④ 自立支援医療（精神通院医療、厚生医療など）
- ⑤ 相談支援

【地域生活支援事業】 9～10 ページ

相談支援事業、日中一時支援事業、日常生活用具給付など

【障害福祉サービスの利用料】

各障害福祉サービスを利用する際、世帯の所得に応じて負担上限月額が変わります。

※【自立支援給付】のうち、③ 補装具、④ 自立支援医療はそれぞれ別途規定があります。

所 得		負担上限月額
生活保護世帯		0 円
市民税非課税世帯		0 円
市民税課税世帯	障がい者（所得割 16 万円未満）	9,300 円
	障がい児（所得割 28 万円未満）	4,600 円
市民税課税世帯のうち、上記以外		37,200 円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

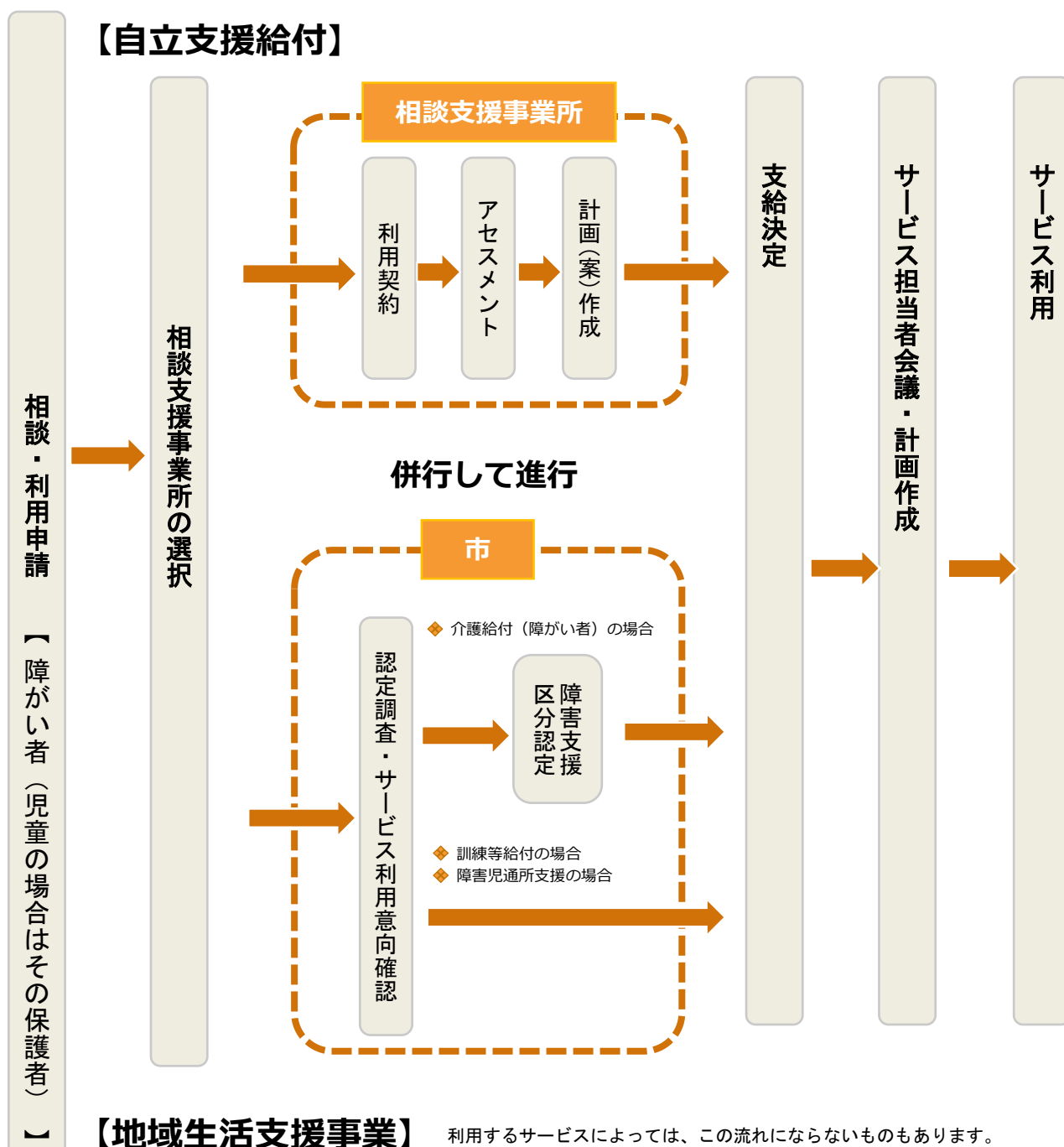
種 別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者（施設に入所する 18 歳、19 歳を除く）	障がいのある方とその配偶者
障がいのある児童（施設に入所する 18 歳、19 歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

【障害福祉サービス利用までの流れ】

障害福祉サービスを利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。市や相談支援事業者がお手伝いしますので、まずは市の担当窓口か相談支援事業者にご相談ください。

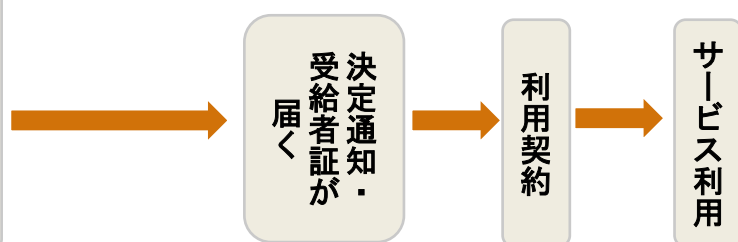
※各相談支援事業者は 19 ページをご参考ください。

【自立支援給付】



【地域生活支援事業】

利用するサービスによっては、この流れにならないものもあります。



【自立支援給付】

◆◆◆ 自立支援給付の利用手続き

自立支援給付を利用する際は、八幡平市がおこなう「障害支援区分認定調査」が必要な場合があります。この、「障害支援区分認定調査」は、どのくらい福祉サービスが必要かなどを判断するための調査です。

(全体の大まかな流れは3ページをご参照ください)

1 相談・申請

申請書を提出します。また、サービス利用計画案作成について、相談支援事業所等に依頼します。

2 障害支援区分認定調査

ご本人の状態について 80 項目の調査をおこないます。

3 障害支援区分認定審査会

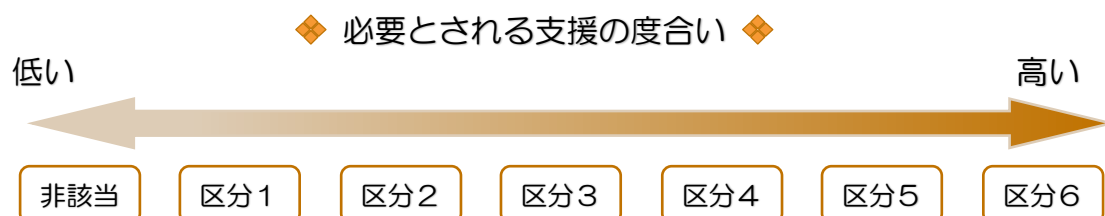
調査結果や医師の意見書をもとに審査し、どのくらいサービスが必要な状態か（障害支援区分）を認定します。

※①介護給付の場合のみ

4 障害支援区分認定

障害支援区分は、1～6の区分で認定されます。

※①介護給付の場合のみ



5 支給決定

受給者証が交付されます。

受給者証を事業者に提出して、サービスを開始します。



① 介護給付

自宅や入所施設で介護が必要な方が利用できるサービスです。

サービスの名称	内 容	障害支援区分認定
居宅介護	ホームヘルパーが訪問し、身体介護や家事援助、通院介助などをおこないます。 1回あたりの派遣時間は業務内容により異なります。 ❖身体介護・・・食事、排泄のお世話、衣類やシーツの交換など ❖家事援助・・・掃除、洗濯、買い物、食事の準備など ❖通院介助・・・通院の付き添い	要
生活介護	日中に、施設で食事、入浴などの介護サービスや、創作活動の支援をおこないます。	要
施設入所支援	施設に入所している障がいのある方に、夜間や休日に、入浴、食事、排泄の介助等の支援をおこないます。本人及び配偶者の所得内容により食事代の負担が発生する場合があります。	要
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方が外出する際に、支援者が同行して移動に付添い、必要な情報提供など適切かつ効果的に援助・支援をおこないます。	要
短期入所 (ショートステイ)	自宅で世話をしている家族の病気や外出等で一時的に障がいのある方のお世話ができなくなったときに、障害者施設に短期間入所して、食事や入浴などの支援を受けることができます。	要
行動援護	自分一人で行動することが難しい知的障がいや精神障がいのある方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な支援をおこないます。	要
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援をおこないます。	要
重度 訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいにより、常に介護を必要とする方に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出における移動支援などを総合的におこないます。	要
重度障害者 等包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的におこないます。	要



② 訓練等給付

日常生活に必要な訓練や就労に向けての訓練を希望する方が利用できます。

サービスの名称	内 容	障害支援区分認定
就労継続支援 A 型	雇用契約に基づいて就労が可能と思われる方に働く場を提供し、就労に向けての支援をおこないます。	不要
就労継続支援 B 型	一般企業での就労が難しい方に、働く場を提供するとともに、就労に向けての支援をおこないます。	不要
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に、共同生活をおこなう住居で、相談や日常生活の支援を行います。また、障がいのある方の状況に応じて、入浴、食事、排泄の介助等の支援をおこないます。 日中は通所サービスや仕事に行く方が利用できます。 利用料は市民税非課税の場合はありませんが、実費負担として、家賃、食費、光熱水費がかかるため、月額 5～6 万円前後が自己負担となります。	場合により 要
自立訓練 (機能訓練)	障害者支援施設や居宅において、リハビリテーションや歩行訓練、家事の練習など実践的なトレーニングや、生活に関する相談・助言などの支援をおこないます。(18 か月)	不要
自立訓練 (生活訓練)	障害者支援施設や居宅において、入浴、排せつ、食事など、自立した生活のために必要なことを身につける訓練や、生活に関する相談・助言などの支援をおこないます。(24 か月)	不要
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練をおこないます。	不要
就労定着支援	自立した日常生活または社会生活ができるよう、18 か月間、身体機能の向上のために必要な訓練をおこないます。	不要
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいがある方が一人暮らしを希望した際に、家事全般についての課題がないかどうか、また、体調や通院状態等について居宅を訪問し、必要な助言や連絡調整あるいは相談に対応し地域生活上の支援をおこないます。	不要
就労選択支援	障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。(令和 7 年 10 月から導入予定)	不要

◆◆◆ ③ 補装具の購入・修理・借受け

主に身体障害者手帳を所持している方を対象に、障がいの軽減を図るために補装具の購入や修理、借受けに係る費用を給付します。

なお、成長に伴って短期間での交換が必要となる場合や、短期間の利用が想定される場合など、購入するより借受けによることが適切と考えられる場合は、借受けが可能になります。（歩行器、座位保持椅子等）

❖ 補装具の種類

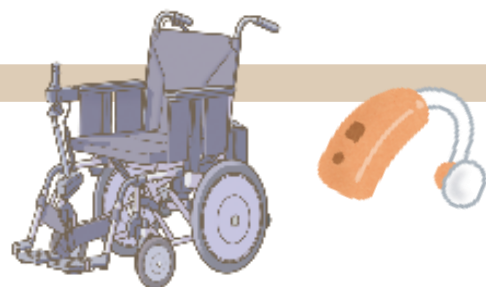
義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、矯正・遮光・弱視眼鏡、補聴器、車椅子、歩行器、電動車椅子、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置

※児童のみ支給・・・座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

❖ 補装具の申請

補装具は、購入する前に申請が必要です。また、補装具の種類によって、医師意見書や身体障害者更生相談所の判定が必要なものもあります。詳しいことは障がい福祉係へお問い合わせください。

※補装具についても、市民税非課税世帯の場合は自己負担がありませんが、市民税課税の場合は基準額の1割をご負担いただきます。なお、補装具ごとに基準額が定められておりますので、基準額を超える場合は超えた分をご負担いただきます。



◆◆◆ ④ 自立支援医療

特定の病気の通院や手術に係る費用の一部を給付します。

なお、自立支援医療自己負担額は原則として1割負担です。ただし、世帯(※)の所得に応じて、1か月あたりの自己負担の上限額を設定しています。

※世帯とは：同じ医療保険に加入している家族

- ◆ 精神通院医療・・・精神疾患の通院に係る医療費の一部を助成します。
- ◆ 更生医療・・・身体障害者手帳を所持している方の障がい軽減のために必要な手術等に係る費用の一部を助成します。
- ◆ 育成医療・・・身体に障がいのある児童の障がい軽減のために必要な手術等に係る費用の一部を助成します。

生活 保護 世帯	市民税非課税 本人収入 809,000 円 以下の世帯	市民税非課税 本人収入 809,001 円 以上の世帯	市民税所得割 33,000 円 未満の世帯	市民税所得割 33,000 円以上 235,000 円 未満の世帯	市民税所得割 235,000 円 以上の世帯
0 円	負担上限額 2,500 円	負担上限額 5,000 円	負担上限額：医療保険の自己負担限度額		自立支援医療費 対象外 (医療保険の 負担限度額)
			育成医療の経過措置		
			負担上限額 5,000 円	負担上限額 10,000 円	
			「重度かつ継続治療が必要な方」		
			負担上限額 5,000 円	負担上限額 10,000 円	負担上限額 20,000 円

※岩手県で審査の後に新しい受給者証が発行されるため、市の窓口でお手続きをいただいてからお渡しまで1～2か月かかります。

◆◆◆ ⑤ 相談支援事業

障害福祉サービスを利用するにあたり、ご本人やご家族の状態を判断し、その人に合うサービス計画を作成するサービス等利用計画の作成や、サービスの利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）をおこないます。

【地域生活支援事業】

地域で障がいのある方が安心して暮らせるよう八幡平市が事業所等に委託して事業をおこないます。

※地域生活支援事業の利用者負担上限額も、障害福祉サービス利用料と同様となっております。（2 ページ）

◆◆◆ 地域生活支援事業の利用手続き

市または相談支援事業者（19 ページ）に相談ください。

サービスが必要な場合は地域福祉課障がい福祉係および各支所に共通の申請書のほか、サービスによって必要書類を提出いただきます。

市で判定の上、決定通知書および地域生活支援受給者証が発行され、事業所と契約の後に利用開始となります。（全体の大まかな流れは3 ページをご参照ください）

◆◆◆ 地域生活支援事業の内容

サービスの名称	内 容	共通申請書 以外の 必要書類等
相談支援事業	障害福祉サービス利用等について、専門の相談員が総合的な相談、支援をおこないます。	—
地域活動 支援センター	障がいのある方の地域活動（創作・生産活動や社会交流等）を支援します。 地域活動支援センター「ふらっと」を利用する場合、八幡平市にお住いの方は、無料でご利用いただけます。（特別活動に必要な費用は実費です。）	区分判定 基準 ※一部事業所除く
日中一時 支援事業	障がいのある方に活動の場を提供し、ご家族の就労や介護の一時的な負担軽減（リフレッシュ）を支援します。	区分判定 基準
移動支援事業	屋外での移動に支援が必要な障がいのある方に、ヘルパーを派遣して外出の支援をおこないます。	—
訪問入浴 サービス	自宅での入浴が困難な方に、訪問入浴車による入浴サービスをおこないます。	専用申請書 健康診断書

サービスの名称	内 容	共通申請書 以外の 必要書類等
日常生活用具 給付	障がいのある方に次の日常生活用具の給付をおこないます。 ❖介護・訓練支援用具（特殊寝台、マット等） ❖自立生活支援用具（入浴補助用具等） ❖在宅療養等支援用具（ネブライザー等） ❖情報・意思疎通支援用具（点字器等） ❖排泄管理用具（ストーマ装具、紙おむつ等） ❖居宅生活動作補助用具（住宅改修） 	見積書 専用申請書
生活サポート 事業	障害者総合支援法の自立支援給付による居宅介護が支給決定されていない方に対し、ヘルパーを派遣して必要な日常生活の支援をおこないます。	—
代読・代筆 ヘルパー派遣 事業	視力障がい等により、字を書いたり読んだりすることが困難な方にヘルパーを派遣して代筆・代読をしてもらいます。 ※居宅介護との同時利用の場合に限ります。	—
点字・声の 広報発行事業	視力障がい等のため、文字による情報入手が困難な方に点訳・音訳による広報の提供を定期的におこないます。（郵送でお届けします。）	—
コミュニ ケーション 支援事業	聴覚、言語、音声機能、視力障がいのある方が他の人と意思疎通を図るために、手話通訳者や要約筆記等をおこなう人を派遣します。	専用申請書
手話奉仕員 養成研修事業	手話で日常会話ができる程度の手話奉仕員を養成するため、手話奉仕員養成講座を開催します。	専用申請書
障がい者 社会参加促進 支援事業	手帳による交通機関の割引制度を利用しないで、月 10 日以上、福祉サービス事業所等に通所している方に対して、通所にかかる交通機関の運賃または料金の一部を助成します。	—
自動車運転 免許取得費 助成事業	知的障がいや身体障がいのある方の社会参加を支援するために、自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。（上限額 10 万円）	専用申請書 手帳写し
自動車改造費 助成事業	身体障害者手帳 1 ～ 2 級所持者を対象に、 自らが運転する 自動車の改造費用の一部を助成します。（1 車両 1 回のみ、上限額 10 万円）	専用申請書 手帳写し 免許証写し 車検証 見積書

その他の事業として、更正訓練費給付事業、知的障がい者職親委託制度があります。

(2) 児童福祉法に基づく福祉サービス

【障害児通所支援】

施設などへ通所を希望する児童が利用できます。

サービスの名称	内 容	認定調査
児童発達支援	日帰りで障がいのある児童（未就学児）の日常生活に必要な訓練や知識技能を習ってもらい、集団生活に適応できるよう適切な指導と訓練をおこないます。	要
放課後等 デイサービス	学校の授業終了後または休業日に障がいのある児童の日常生活に必要な訓練や支援をおこないます。	要
居宅訪問型 児童発達支援	通所での支援が困難な重度の障がいなどがある児童に、居宅を訪問して発達の支援をおこないます。	要
保育所等 訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援とその他必要な支援をおこないます。	要

▶ 児童福祉法について

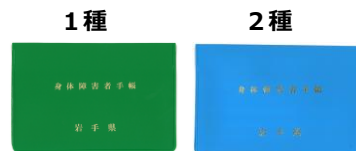
児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律です。

障害児を対象とした事業等は、児童福祉法、障害者自立支援法等に基づき実施されてきましたが、平成 24 年に根拠規定が児童福祉法に一本化され、体系も再編されました。



(3) 障害者手帳

① 身体障害者手帳



身体障害者手帳は、視覚、聴覚又は平衡機能、音声、言語又はそしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能に障がいがある方で、障がいの状態が固定した状態であると認められた方に交付されます。

必要書類	提出先
- 指定の医師診断書 - 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、脱帽上半身） - 申請書 - マイナンバー（カード又は通知書）	市役所福祉部地域福祉課、市民部西根・安代総合支所又は田山支所

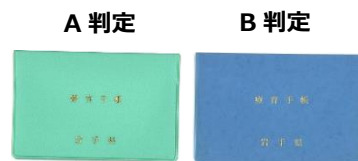
② 療育手帳

知的障がいのある方に交付されます。療育手帳交付のためには、岩手県福祉総合相談センターで判定を受ける必要があり、事前の予約が必要になります。

◆ 判定機関：岩手県福祉総合相談センター

18歳未満の方 児童相談課 ☎ 019-629-9606

18歳以上の方 障がい保健福祉課 ☎ 019-629-9613



必要書類	提出先
- 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、脱帽上半身） - 申請書 - マイナンバー（カード又は通知書）	市役所福祉部地域福祉課又は市民部西根・安代総合支所

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神の病気のために長期（6か月以上）にわたり、日常生活または社会生活に制約のある方が対象となります。



必要書類	提出先
- 指定の医師診断書 （精神障がいを事由として障害年金を受給している方は、年金証書で手続きできる場合があります） - 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、脱帽上半身、ただし希望者のみ） - 申請書 - マイナンバー（カード又は通知書）	市役所福祉部地域福祉課又は市民部西根・安代総合支所

【障害者手帳等で受けられる割引などの制度】

利用できる制度		身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉 手帳所持者	要件等
医療費 の助成	県単独	手帳 1、2 級	手帳 A 判定	手帳 1 級 (R 7 年 8 月～)	特別児童扶養手当 1 級を受給している方も対象になります。また、障害基礎年金 1 級を受給している方は、手帳の有無や等級に関わらず対象になります。
	市単独	手帳 3 級			障害基礎年金 2 級を受給している方は、手帳の有無や等級に関わらず対象になります。
補装具給付		○			品目によって異なりますので、お問い合わせください。
日常生活用具給付		○	一部給付可	一部給付可	
J R 料金割引 (5 割引)		○	○	○ (写真添付必須)	第 1 種身体障害者手帳又は療育手帳 A をお持ちの方及び第 1 種精神障害者は介護者も割引になります。 (距離により制限があります)
I G R いわて銀河 鉄道料金割引 (5 割引)		○	○	○	第 1 種身体障害者手帳、療育手帳 A 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方は介護者も割引になります。 (IGR 路線に限ります)
路線バス料金割引 (5 割引)		○	○	○ (写真添付必須、 普通運賃のみ)	第 1 種身体障害者手帳又は療育手帳 A をお持ちの方は介護者も割引になります。 ※定期券は対象外
八幡平市 コミュニティバス 割引 (5 割引)		○	○	○	常時介護を要する方は、介護者も割引になります。
航空運賃割引		○	○	○ (写真添付必須)	介護者も割引になります。 ※航空会社により異なる場合がありますので、詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

利用できる制度		身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉 手帳所持者	要件等
有料道路料金割引 (5割引)		○	手帳A判定 (手帳所持者が同 乗し、介護者が運 転する場合のみ)		第1種身体障害者手帳をお 持ちの方は介護者が運転し た場合も割引になります。 ※手帳所持者が乗車している こと。
タクシー料金割引 (1割引)		○	○		岩手県内すべて
八幡平市 福祉タクシー券交付		手帳1、2級	手帳A判定	手帳1、2級	
NHK 受信料	全額免除	○	○	○	同じ住所の方全員が非課税
	半額免除	手帳1、2級及び 視覚・聴覚障がい者 のみ	手帳A判定	手帳1級	契約者が世帯主で手帳所持 者
NTT電話番号 案内(無料)		○	○	○	
携帯電話料金割引		○	○	○	
自動車税 軽自動車税 自動車取得税		○ 障がい名により 減免される級が 異なります	手帳A判定	手帳1級	車の所有者が障がい者名義 の場合
税金所得控除		○	○	○	

※障がいの内容によっては対象とならない制度もあるため、詳しくはそれぞれの担当機関
にお問い合わせください。

（４）障がい福祉に関する各手当、年金制度

【① 特別障害者手当】

20 歳以上で、日常生活において常時特別な介護が必要な障がいを有する方に支給される手当です。

在宅で、身体や精神に重度の障がいがある、又は常時寝たきりであるなどの理由により特別な介護を必要とする方が対象になります。

特別障害者手当の支払月は、2 月・5 月・8 月・11 月で、前月までの3 か月がまとめて支給されます。手当額は月額 29,590 円です。

◆ 担当・・・福祉部 地域福祉課 障がい福祉係

【② 障害児福祉手当】

20 歳未満で日常生活において常時介護が必要な障がいを有する児童に支給される手当です。

在宅で、身体や精神に重度の障がいがあるため、常時介護を必要とする児童が対象になります。

障害児福祉手当の支払月は、2 月・5 月・8 月・11 月で、前月までの3 か月がまとめて支給されます。手当額は月額 16,100 円です。

◆ 担当・・・福祉部 地域福祉課 障がい福祉係

【③ 特別児童扶養手当】

精神や身体に障がいのある 20 歳未満のお子さんを養育している保護者に支給されます。（※保護者や同居親族の所得が一定の額を超えるときや、お子さんが施設に入所しているときは支給されません。）

特別児童扶養手当は、原則 4・8・12 月に前月までの分が支給されます。手当額は、障がいのあるお子さん一人につき、1 級の場合は月額 56,800 円、2 級の場合は月額 37,830 円です。

◆ 担当・・・福祉部 健康こども課 子育て支援係

【④ 障害基礎年金、障害厚生年金】

国民年金に加入している方が、病気やけがなどで障がい者となったときには障害基礎年金を受けることができます。仕事をしていて厚生年金に加入しているときに障がい者になった場合は、障害厚生年金を受けることができます。

障害認定日（初診日から１年６か月以内に状態が固定、または１年６か月経過した日）の状態が１級から２級（厚生年金のみ３級まで）に該当する場合には年金の支給が受けられます。但し、初診日に納付要件などの条件を満たしていることが必要です。

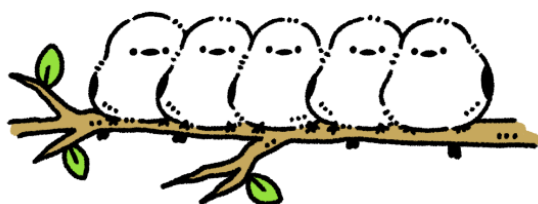
◆ 担当・・・市民部 市民課 国保年金係

【⑤ 障害者扶養共済制度】

障がいのある方を扶養している保護者が、一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡、重度障がい）があったとき、障がいのある方に生涯にわたり一定金額の年金を支給する制度です。加入できる保護者の要件は、65歳未満で特別な病気や障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態にある方です。

障がいのある方１人に対して、加入できる保護者は１人です。

◆ 担当・・・福祉部 地域福祉課 障がい福祉係



（５）介護保険制度

65 歳以上の方と、40 歳から 64 歳のうち特定疾病に該当する方は、介護が必要となった時に介護サービスまたは介護予防サービスを利用することができます。サービスを利用するには、事前に申請をして要介護認定を受ける必要があります。

◆ 特定疾病 ◆

筋萎縮性側索硬化症、後縦靱帯骨化症、骨折を伴う骨粗しょう症、多系統萎縮症、初老期における認知症、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、脳血管疾患、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、閉塞性動脈硬化症、関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、がん末期

なお、介護保険給付と障害福祉サービスでは、原則介護保険給付が優先されます（個別の状況により判断）。ただし、次のような場合には、障害福祉サービスを併用できる場合があります。

◆ 障害支援区分が区分 1 から区分 6 までの方で、次のいずれかに該当する場合 ◆

- 介護保険の要介護認定等の結果が非該当の方
- 要介護 5 で全身性障がい者であり、一定の介護保険のサービスを受けている方
- 視覚障がい者（身体障害者手帳の交付を受けている方）
- 全身性障がい者
 - ① 肢体不自由 1 級に該当する方であって、両上肢及び両下肢の機能の障がいを有する方、または、これに準ずる方
 - ② 市長が認めた場合

◆ 担当・・・福祉部 地域福祉課 包括支援センター係

（６）難病等

令和７年４月１日から障害福祉サービスの対象となる難病等が 376 へ拡大されました。対象となる方は、障害者手帳をお持ちでなくても必要と認められた支援が受けられます。対象疾病の診断を受けている方が、障害福祉サービスを利用するためには、診断書などの証明書が必要です。申請後、聞き取り調査などを行ったうえで、支給を決定します。（利用できるサービス内容は身体状況などによって異なります。）

◆ 担当・・・福祉部 地域福祉課 障がい福祉係

（７）成年後見制度

成年後見制度は、認知症や、知的・精神障がいなどにより、物事を判断する能力が十分になくなっても、安心して暮らすことができるよう、ご本人を法律的に保護する制度です。八幡平市では、「八幡平市成年後見センター」を設置し、相談や申し立ての支援を行っています。

◆ 担当・・・福祉部 地域福祉課 障がい福祉係

▶ 成年後見人にはどんなことをお願いできるの？

成年後見人（以下、後見人）といわれる人が、ご本人に代わって契約などの法律行為をしたり、財産の管理をしたりします。

【主な支援内容】

- ・預貯金通帳や有価証券などの財産管理
- ・生活費の出金や、医療・介護費用の支払いなどの金銭管理
- ・福祉サービスの契約や入院の手続き
- ・相続や不動産の処分などの法的手続き



これらは、ご本人の判断能力に応じて、何をどこまでお願いするか申立てることができます（最終的な決定は家庭裁判所が行います）。



3 主な障害福祉サービス事業所一覧

	事業所名		住所	電話番号
相談支援等	市内	くらしの相談室	大更 25-223-11 ハイブリッジA棟 105 号	68-7250
		相談支援事業所かけはし	大更 19-79-1	080-9268-2012 080-7698-5236
		特定相談支援事業所きずな	田頭 8-139-2	68-7824
	市外	もりおか障害者自立支援プラザ	盛岡市三本柳 13-42-1	019-632-1331
		盛岡広域圏障害者地域生活支援センター（M y 夢）	盛岡市本町通 3 丁目 19-1 岩手県福祉総合相談センター 2 階	019-605-8822
		障害者地域生活支援センターしんせい	紫波郡矢巾町又兵衛新田 6-17-2	019-697-3300
		ソーシャルサポートセンターもりおか	盛岡市本町通 1 丁目 9-14	019-651-6271
居宅介護	富士見荘指定訪問介護事業所		柏台 2-5-15	78-4220
	J A ライフサービス 西根指定障害福祉サービス事業所		田頭 39-72-2	70-2181
日中活動系	就労継続支援 A 型 ハーモニー八幡平		野駄 14-97-1	78-8801
	就労継続支援 B 型 ワークサポート蓮華		田頭 8-139-2	68-7821
	就労継続支援 B 型 すばる		田頭 12-20	75-1782
	就労継続支援 B 型・生活介護 そよかぜの家		野駄 14-32	75-2878
	就労継続支援 B 型・生活介護 ポパイの家		大更 39-139	75-2295
	生活介護 小規模多機能ホームくるまっこ		田頭 12-94-1	68-7707
	地域活動支援センター「ふらっと」		大更 21-10-5	75-1167

このほか、各サービス事業所については、
市や相談支援事業所にご相談ください。



	事業所名	住所	電話番号
日中一時支援	地域活動支援センター松の実	大更 16-4-284	76-5020
	まるごとケアの家 里・つむぎ	田頭 12-99-1	76-4424
	西根会指定通所介護事業所 (むらさき苑)	田頭 24-36	76-3100
	西根会北部指定通所介護事業所 (西根北部デイサービスセンター)	堀切 14-16-1	64-1110
	ふれあいセンター安代デイサービスセンター	小柳田 210-1	63-1501
	りんどう苑デイサービスセンター	丑山口 27-5	73-2722
居住系	共同生活事業所「八幡平」 川村ホーム	大更 25-121-6	地域活動支援センター ふらっと 75-1167
	共同生活事業所「八幡平」 七時雨ホーム	大更 25-149	
	ケア・ホーム 岩手山	平笠 10-63-2	有限会社西部産業 75-2520
	グループホーム 姫神山 グループホーム 早池峰山	平笠 9-76-1	
	グループホーム 愛宕山	平笠 9-42-2	
	ひまわりホーム	大更 18-88-108	特定非営利活動法人 まつぼっくり 76-5020
	たかさホーム	大更 16-4-183	
	ラパンアジルホーム	大更 18-50-435	
	さつきホーム	大更 18-50-93	
	グループホーム かえるの家	大更 10-43-3	株式会社 That's Life 78-8145
	共生型グループホーム 白山の里	田頭 12-18-1	特定非営利活動法人 里・つむぎ八幡平 75-2310
	グループホーム 野駄の家	野駄 18-90-4	
障がい児	短期入所 グループホーム かえるの家	大更 10-43-3	株式会社 That's Life 78-8145
	短期入所 小規模多機能ホーム くるまっこ	田頭 12-94-1	75-2310
	放課後等デイサービス きらきら星	大更 16-4-241	68-7270
	放課後等デイサービス きらきら星2号館	大更 34-62-1	78-8655



八幡平市障がい福祉ガイドブック

令和7年9月

発行・編集 八幡平市福祉部地域福祉課 障がい福祉係

〒028-7397 岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

TEL 0195-74-2111 FAX 0195-74-2102

※令和7年9月現在の福祉制度やサービスの概要を掲載しています。

※表紙・裏表紙の絵画は、八幡平市にある放課後等デイサービス
きらきら星の利用児童が製作した作品です。
